

## 1 2 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度に関する趣旨の徹底 について（通知）



文 初 管 1 0 6 号  
昭和 58 年 1 月 21 日

各都道府県教育委員会 殿

文部省初等中等教育局長  
鈴 木 勲

### 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度に関する趣旨の徹底について（通知）

義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」（昭和 37 年法律第 60 号）及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（昭和 38 年法律第 182 号）に基づき、昭和 38 年度より行われているものであり、実施以来 20 年にわたり、我が国の学校教育を支える重要な施策として、その発展充実に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、最近、現下の厳しい財政状況等を背景に、義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度の趣旨、必要性など制度の基本にかかわる論議が行われ、その関連で、学校教育活動における教科用図書無償の意義の理解や教科用図書の取扱いについて種々の意見が出されています。

いうまでもなく、義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度の趣旨は、憲法第 26 条に定める義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童・生徒に対し、国民全体の期待をこめて、その負担によって実施しようとするものであります。

したがって、教科用図書の給与は、制度の趣旨を十分徹底させるため、入学式又は始業式の当日等において、校長がこの趣旨を説明して直接支給することが適切であるとされているのであります。（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の施行について」（昭和 39 年 2 月 14 日付け文部事務次官通達）この際、改めてこの制度の趣旨に思いをいたし各学校においてはこのことを一層徹底し、児童・生徒に対する適切な指導が行われるようにするとともに、更に保護者に対してもこのような趣旨が理解されるような配慮が必要であります。

ついては、貴職におかれては、前記の点に留意の上、適切な教科用図書の取扱いについて、格段の配慮をお願いします。

また、貴管下の市町村教育委員会、学校法人理事長等に対し、この趣旨を徹底されるよう、併せて御配慮願います。

# 義務教育教科書の無償給与

令和5年度予算額(案) 464億円  
(前年度予算額 460億円)



## ～ 理念 ～

- 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- 次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施
- 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、  
国民の間に深く定着



国(文部科学省)

諸外国においても多くの国で教科書の無償制度を実施

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

公立学校

私立学校

無償給与

無償給与

無償給与

義務教育諸学校のすべての児童生徒

※教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり自宅に持ち帰って学習

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)
予算額	448億円	460億円	463億円	460億円	464億円
定価改定率	+0.3%	+3.2%(小) ±0.0%(中) (※)	±0.0%(小) +3.3%(中)	±0.0%	+1.4%

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上

(参考) 令和5年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

・小学校用 4,140円

・中学校用 5,727円

### 13 令和5年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について（通知）



4 初教科第60号  
令和5年2月1日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 安井 順一郎

#### 令和5年度における義務教育諸学校用教科書の 無償給与事務の適正な処理について（通知）

令和5年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律、同法施行令、同法施行規則、教科書無償給与事務の手引（平成16年4月刊行）等を参照して行うほか、別添の留意事項に基づき、その処理に遺漏のないようお取り計らい願います。なお、本通知については域内実施機関及び学校に周知徹底願います。

また、義務教育教科書の無償給与制度は、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、次代を担う子供たちに対して、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて、国民の負担によって昭和38年から実施されているところであり、令和5年度に使用される全ての小中学校用教科書には、裏表紙等に無償給与制度の意義が掲載されております。各都道府県教育委員会においては、子供たちや家庭・地域・保護者の皆様にその意義について改めて考えていただけるよう、域内実施機関及び学校へ周知徹底願います。それとともに、教科書の無償給与を受ける全ての児童・生徒に対して、この制度の意義の理解が深まる取組が行われるよう格段の御配慮をお願いします。

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課  
無償給与係、教科用特定図書普及促進係

TEL 03-5253-4111

（内線 2410,2411,4743）

FAX 03-6734-3739

留意事項

1 無償給与事務の適正な処理について

- (1) 無償給与事務が適正かつ円滑に処理されるよう留意すべき事項等について十分な指導を行われたいこと。その際には、特に**誤給与・誤報告がないよう**、別紙1の事項に十分注意すること。
- (2) 拡大教科書及び点字教科書(以下「拡大教科書等」という。)については、学校種等により無償給与の根拠法令が異なるため、事務処理の方法及び様式に留意すること。
- (3) 転学用の事務処理については、原則として、4月1日～15日(9月1日～15日)までに転入学した児童・生徒に教科書を給与した場合には、転学用として処理すること。  
ただし、上記の措置により著しく処理に支障を来す場合には、教科書の給与日(入学式又は始業式等)に在籍する児童・生徒に給与する教科書については、一括して前期用(後期用)で処理するなど、実態に応じた措置を講ずることも差し支えないこと。
- (4) 文部科学省に報告する『受領冊数集計報告書』は、メールにより提出すること。
- (5) 特別支援学校視覚障害者用(点字版)教科書については、納入指示、受領証明書の作成等の無償給与事務処理が遅延することがないように、都道府県教育委員会及び特別支援学校は、特に、取扱責任者を定める等適宜事務処理体制を整え、迅速、適切な処理がなされるよう措置すること。
- (6) 納入指示書に基づく冊数と受領証明書の冊数の照合・確認が十分でなかったこと等により、国庫金を返還する事例が多く生じている。このような事態を未然に防ぐため、適切な処理がなされるよう措置すること。  
(別紙11参照)

## 2 給与対象教科書について

令和5年度においては，特に次の事項に留意すること。

### (1) 小学校用検定済教科書について

ア 小学校用検定済教科書は，令和2年度から現行の教科書を使用している  
ので，原則としてこの教科書(令和5年度使用教科書目録に登載のもの)  
を給与すること。(別紙2参照)

※ 義務教育学校の前期課程における教科書給与は，小学校に準ずる。

イ 以下の図書については，2冊の給与が同時に行われることとなっている。  
納入指示書への記載漏れがないよう注意すること。

- ・東書〔社会〕第6学年用の2分冊
- ・東書〔算数〕第1学年用の2分冊
- ・学図〔算数〕第6学年用と別冊
- ・東書〔英語〕第5学年用と別冊
- ・学図〔道徳〕第1～6学年用と各学年用の別冊
- ・日文〔道徳〕第1～6学年用と各学年用の別冊
- ・あか図〔道徳〕第1～6学年用と各学年用の別冊

ウ 複式学級において，教科により特別の教育課程を編成し，所属学年用の  
教科書及び所属学年以外の学年用の教科書を併せ使用する場合，  
並びに所属学年以外の学年用の教科書のみ使用する場合は，前期  
及び前期転学用として，「生活」第1・2学年用の下巻を第1学年に，  
「図画工作」第1・2学年用，第3・4学年用，第5・6学年用の各下巻を，  
それぞれ第1学年，第3学年，第5学年に給与しても差し支えないこと。

### (2) 中学校用検定済教科書について

ア 中学校用検定済教科書は，令和3年度から現行の教科書を使用している  
ので，原則としてこの教科書(令和5年度使用教科書目録に登載のもの)  
を給与すること。(別紙3参照)

※ 義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程における  
教科書給与は，中学校に準ずる。

イ 以下の図書については，2冊の給与が同時に行われることとなっている。  
納入指示書への記載漏れがないよう注意すること。

- ・数研〔数学〕第1～3学年用と各学年用の別冊
- ・教図〔技術・家庭(技術分野)〕学年用と別冊
- ・日文〔道徳〕第1～3学年用と各学年用の別冊
- ・あか図〔道徳〕第1～3学年用と各学年用の別冊

(3) 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用〔点字版〕教科書について

ア 文部科学省著作特別支援学校視覚障害者用〔点字版〕教科書については、原則として、令和5年度使用教科書目録に登載のものを給与すること。

(別紙4参照)(別紙5参照)

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書のうち、点字教科書発行者が発行する図書及びその給与時期は別紙6のとおりであること。

(4) 文部科学省著作特別支援学校聴覚障害者用教科書については、令和5年度使用教科書目録に登載のものを給与すること。

(5) 文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書について

小学部用は令和2年度から、中学部用は令和3年度から、現行の教科書を使用しているので、原則として引き続きこの教科書(令和5年度使用教科書目録に登載のもの)を給与すること。

なお、給与に当たり、以下の点について注意すること。

ア 小学部用

「こくご☆☆」,「こくご☆☆☆」,「こくご☆☆☆☆」,「さんすう☆」,「さんすう☆☆(1)」,「さんすう☆☆(2)」,「さんすう☆☆☆」,「おんがく☆」,「おんがく☆☆」,「おんがく☆☆☆」は、第1学年から第6学年の間に児童の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していないこと。

ただし、1冊(「さんすう☆☆」については(1),(2)の2分冊)を1学年以上にわたって使用すること。

なお、「さんすう☆☆(1)」,「さんすう☆☆(2)」は1冊を2分冊にしたものなので、2分冊同時に給与すること。

イ 中学部用

「国語☆☆☆☆」,「国語☆☆☆☆☆」,「数学☆☆☆☆」,「数学☆☆☆☆☆」,「音楽☆☆☆☆」,「音楽☆☆☆☆☆」は、第1学年から第3学年の間に生徒の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用することとし、使用開始学年及び使用年数は指定していないこと。

ただし、1冊を1学年以上にわたって使用すること。

- (6) 学校教育法施行規則第55条、第55条の2(いずれも同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第132条又は132条の2の規定等に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成することができるとして文部科学大臣の指定を受ける学校にあつては、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に給与できること。  
ただし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

- (7) 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年文部省告示第154号)第1項第3号ニ<sup>\*</sup>の取扱いによる場合は、上記(2)～(5)の定めにかかわらず、上学年用の教科書を下学年の生徒に早期に給与できること。  
ただし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

<sup>\*</sup> 第1項第3号ニ

中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

- (8) 「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成28年文部科学省告示第55号)」(以下、「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」という。), 「中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成28年文部科学省告示第54号)」(以下、「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」という。)の取扱いに基づく教科書給与について

ア 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号イ<sup>\*</sup>の取扱いによる場合は、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、中学校用教科書を義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校において給与できること。

ただし、小学校教科等の内容の一部を義務教育学校の後期課程及び

小学校併設型中学校で指導する場合は、既に給与済の教科書を使用することとし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

※ 第1項第3号イ

義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校と義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容については、小学校教科等又は中学校教科等の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。

イ 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号ロ<sup>※</sup>の取扱いによる場合は、既に給与済の小学校用教科書を使用することとし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

※ 第1項第3号ロ

義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。

ウ 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号ハ<sup>※</sup>の取扱いによる場合は、上記（１）～（５）の定めにかかわらず、中学校用教科書を義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校において給与できること。

ただし、原則として、一度給与した教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

※ 第1項第3号ハ

義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における指導の内容の一部については、義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

エ 「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」第1項第3号ニ又はホ<sup>※</sup>の取扱いによる場合は、上記（１）～（５）の定めにかかわらず、上学年用の教科書を下学年において給与できること。ただし、下学年の内容の一部を上学年で指導する場合は、既に給与済の教科書を使用することとし、原則として、一度給与した

教科書を再度給与することはできないので、留意すること。

※ 第1項第3号ニ

義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校における小学校教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

※ 第1項第3号ホ

義務教育学校の後期課程及び小学校併設型中学校における中学校教科等の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部については、他の学年における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、当該特定の学年において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

オ 「連携型小学校・中学校の教育課程の特例告示」の取扱いによる場合は、上記（１）～（５）の定めに基づき、教科書を給与すること。

- （９） 学校教育法施行規則第56条の2※（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定等に基づき、同令の規定によらないで教育課程を編成・実施する必要がある児童生徒に対しては、上記（１）～（５）の定めにかかわらず、在籍している学年よりも下学年の教科書を給与することができること。

ただし、上記のような特別な教育課程を編成・実施していない日本語学習などについては、従来どおり教科書を給与することはできないので留意すること。

※ 第56条の2

小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用）

「小学校」を「中学校」と読み替える旨の内容

- （１０） 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）及び学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）」（以下、「特別の教育課程についての特例告示」という。）の取扱いに基づく教科書給与について

ア 「特別の教育課程についての特例告示」第1項※の取扱いによる場合は、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、在籍している学年よりも下学年の教科書を給与することができること。

※ 第1項

特別の教育課程は、小学校学習指導要領若しくは中学校学習指導要領に定める各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間若しくは特別活動(以下「各教科等」という。)又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める各教科等若しくは自立活動の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。

ただし、次の(ア)から(ウ)に留意すること。

- (ア) 課外授業や補習等、「特別の教育課程についての特例告示」第1項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、下学年の教科書を給与することはできないこと。
- (イ) 学習指導要領に定められた教科を履修する場合に、当該教科の教科書を給与することが可能であり、当該教科とは別の教科の履修又は教科外の学習のために当該教科の教科書を給与することはできないこと。
- (ウ) 中学校夜間学級(以下「夜間中学」という)等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。

イ 「特別の教育課程についての特例告示」第2項※の規定により、中学校段階において、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合における教科書給与の取扱いについては、上記(1)～(5)の定めにかかわらず、小学校用教科書を給与することができること。

※ 第2項

中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校学習指導要領に定める各教科等又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める特別支援学校の小学部の各教科等若しくは自立活動の内容の一部を取り扱うことができるものとする。

ただし、次の(ア)から(エ)に留意すること。

- (ア) 課外授業や補習等、「特別の教育課程についての特例告示」第2項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、教科書を給与することはできないこと。
- (イ) 学習指導要領に定められた教科を履修する場合に、当該教科の

教科書を給与することが可能であり、当該教科とは別の教科の履修又は教科外の学習のために当該教科の教科書を給与することはできないこと。

(ウ) 夜間中学等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。

(エ) 給与する小学校用教科書は、当該夜間中学等が設置されている市町村において採択された教科書であること。

(11) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童生徒が、居住場所の変更等に伴う諸事情により一度給与した教科書の使用が困難になった場合は、別紙10の様式により文部科学省教科書課への報告が完了することをもって、再度、児童生徒へ教科書を給与できること。（別紙10）

なお、給与に当たっては、必要に応じ児童相談所などの関係機関とも連携をとりながら、学校を通じ、児童生徒本人に確実に給与が行われるようにすること。

### 3 学校教育法附則第9条第1項の規定による小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用される一般図書（「拡大教科書等」を除く）について

(1) 学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書として無償給与の対象となるもの（「拡大教科書等」を除く。）は、別途送付する「令和5年度用一般図書契約予定一覧」（以下「契約予定一覧」という。）のとおりとするので、十分注意すること。

ただし、「契約予定一覧」に掲載されている一般図書であっても、採択権者が採択していなければ無償給与することはできないこと。

なお、無償給与に当たって、特に次の点に留意すること。

ア 小・中学校（特別支援学級）及び特別支援学校（小・中学部）において次のような図書及び給与方法は無償給与の対象とはならないこと。

(ア) 小学校（特別支援学級）において、外国語科（英語）を教育課程に位置付けない場合の「英語」における図書。

(イ) 特別支援学校（小学部）の「英語」における図書。

- (ウ) 一般図書を後期用として給与すること。
- (エ) 児童・生徒が使用する一般図書であっても、教室の備え付けが目的である図書。
- イ 検定済教科書又は文部科学省著作教科書と一般図書を併せて無償給与することはできないこと。

【例】 中学校（中学部）において、検定済教科書の「音楽」と一般図書の歌集類とを併せて無償給与することはできない。

- (2) 新たに一般図書の採択の必要が生じた場合には、円滑な供給の確保を図るため、別途送付する「契約予定一覧」に掲載されているものの中から採択すること。
- (3) 納入指示書（「聴・知・一般図書用」一用紙番号③）は、できる限り早めに教科書・一般書籍供給会社又は教科書取扱書店に交付すること。  
なお、一般図書の書名には、類似のものが多いため、「契約予定一覧」に記載された書名を省略せずに記入すること。  
また、納入指示冊数は、無償給与の対象となる児童・生徒数を的確に把握して決定し、過不足が生じることのないよう十分注意すること。

#### 4 無償給与事務報告書の作成について

- (1) 令和4年度においても、教科書事務執行管理システムを使用して集計を行い、当該システムで作成した報告書をメールで提出すること。  
また、併せてCSVデータも提出すること。
- (2) 拡大教科書及び通常学級で使用する点字教科書については、別途エクセルファイルによる報告書の様式を送付するので、当該様式にて書類を作成し、提出すること。

#### 5 「拡大教科書等」の無償給与事務について

- (1) 無償給与の根拠法及び参考法令等について
  - ア 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級（以下「特別支援学校・学級」という。）については、義務教育諸学校の

教科用図書の無償措置に関する法律，同法施行令，同法施行規則，教科書無償給与事務の手引（平成16年4月刊行）等

イ 小・中学校の通常学級（以下「通常学級」という。）については，障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律，同法施行令，同法施行規則，障害のある児童及び生徒のための「教科用特定図書等」の無償給与実施要領等

（２） 給与の対象図書について

ア 特別支援学校・学級

教育委員会等の採択権者が「一般図書（特別支援学校・学級用）」として採択した「拡大教科書等」

イ 通常学級

在籍している学校において使用する検定済教科書の文字，図形等を拡大等して複製したもので，市町村教育委員会等が使用を決定した「拡大教科書等」

（３） 「拡大教科書等」の事務処理について

ア 「拡大教科書等」については，原則として原本教科書に準じて給与すること。

イ 分冊の取扱いについて

（ア） 教科書発行者等が発行する「拡大教科書等」

別紙8「令和5年度標準拡大教科書発注先一覧」に掲載している発行者が発行する拡大教科書については，分冊ごとではなく，全ての分冊をひとまとめ（例えば，拡大教科書1点が全5分冊ある場合，全5分冊を1冊の拡大教科書とみなすことになる。）として事務処理を行うこととする。

（イ） ボランティア団体等が発行する「拡大教科書等」

従前通り，分冊ごとに事務処理を行うので，納入指示書，受領報告書等についても，分冊ごとに作成すること。

なお，前期給与教科書及び後期給与教科書が授業開始前に全分冊が一括納入されずに分割して納入となる場合は，授業に支障が生じない時期に確実に納入できるように，ボランティア団体との連絡調整を図る

こと。

また、納入時期に応じて転学用の事務処理となるので、実施機関は発行者と連絡調整の上、納入指示書等の書類を適切に作成すること。

#### ウ 契約図書について

- (ア) 教科書発行者等が発行する拡大教科書については、令和4年12月26日付け事務連絡により送付した「令和5年度教科用特定図書等契約予定一覧」,「令和5年度一般図書契約予定一覧」(拡大教科書版)が契約図書となること。
- (イ) 通常学級で使用する点字教科書のうち、社会福祉法人が発行する点字教科書については、別紙4, 5, 6掲載の図書となること。  
(東点及びライトが発行する地図を除く)

#### エ 事務処理上の留意事項について

- (ア) 「拡大教科書等」については、需要数を文部科学省に報告するだけでは納入されず、納入指示書をできる限り早めに教科書・一般書籍供給会社又は教科書取扱書店に交付する必要があることに留意すること。
- (イ) 別紙8「令和5年度標準拡大教科書発注先一覧」に掲載している発行者が発行する拡大教科書については、オンデマンド印刷により受注生産されているため、納入指示から納入まで時間がかかることがあるので、事務処理が遅延することがないように留意すること。
- (ウ) 「拡大教科書等」については、図書の点数が多く、事務処理が複雑であるため、納入指示、受領証明書の作成等の無償給与事務処理が遅延することがないように、都道府県教育委員会及び学校等に取扱責任者を定めるなど適宜事務処理体制を整え、迅速、適切な処理がなされるよう措置すること。
- (エ) 「拡大教科書等」については、教科書発行者・ボランティア団体等とともに、受注生産を行っており、発行を依頼した後にその内容を変更すると多大な損失を発生させる場合がある。「拡大教科書等」の納入を指示する際は、内容の変更を生じないように、十分に検討を行った上で実施すること。

なお、やむを得ず変更等が生じる場合は、令和5年1月18日付け事務連絡「令和5年度教科用図書(一般図書)〔拡大教科書及び点字教科書〕(特別支援学校・学級用)及び教科用特定図書等(通常学級)の需要数報告の変更手続きについて(依頼)」を確認の上、速やかに手続き

及び連絡を行うこと。

## 6 「教科書給与用紙袋」の送付について

小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）第1学年の児童用「教科書給与用紙袋」については，これまでと同様に文部科学省において作成の上，別紙9に基づき各学校へ配付する。また，義務教育教科書の無償給与制度は，憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして，次代を担う子供たちに対して，我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて，国民の負担によって実施されており，この制度の意義について改めて関係機関に周知願いたい。